

2022年8月吉日

お取引先各位

株式会社〇〇〇〇〇

FAX〇〇〇〇〇〇

適格請求書発行事業者の登録番号の通知とご依頼について

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、令和5年10月1日からインボイス制度が開始します。

インボイス制度の下では消費税の計算において仕入税額控除の要件として適格請求書等の保存が必要となります。適格請求書等は税務署長に申請し登録を受けた適格請求書発行事業者でなければ交付することができません。令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには原則令和5年3月31日までに登録の申請を行う必要があります。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を通知するとともに、当方の会計システムに貴社の登録番号を追加する必要があるため貴社の登録番号について下記2について該当する個所にチェックをいれご回答・ご返信いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社の登録番号 T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 貴社の登録番号について 返信期限 令和4年10月31日まで

既に登録番号を取得している場合	【登録番号】
令和5年3月31日までに取得予定	【法人の場合には法人番号】
登録の予定がない	・登録の予定がない場合には、ご相談とさせていただきます。

以上